

新型コロナウイルス感染症発生下における
医療提供体制及び検査体制の現状に関する認識

富山県知事 石井 隆一

1 本県の感染者の状況

本県内の新型コロナウイルス感染症については、3月30日に県内最初の感染者が確認されて以来、5/19 現在までの感染者数は227人、そのうち感染経路が不明な方は37人（16.3%）となっている。また、227人のうち、入院中又は入院等調整中の方が42人（うち宿泊療養施設入所者3人）、退院した方が165人、亡くなった方が20人となっている。

感染者の約85%にあたる192人が富山市内で確認されているが、これは介護老人保健施設富山リハビリテーションホーム、富山市民病院などでクラスターが発生したことによる面が大きい。

すなわち、富山リハビリテーションホームでは、入所者41人、職員18人の計59人、関連する通所介護事業所デイサービスめぐみにおいては利用者9人の感染が確認された。また、富山市民病院関連では、患者21人、職員18人の計39人の感染が確認されており、これらの施設や病院における感染者の合計が107人と、県内感染者の半数近くを占める状況となっている。

一方、その他の市町村の感染者は、高岡市7人、射水市7人、南砺市5人、滑川市4人、朝日町4人、氷見市2人、上市町2人、立山町2人、県外2人となっており、魚津市、黒部市、砺波市、小矢部市、舟橋村、入善町の6市町村では感染者が確認されていない。

このように、富山県の感染者の状況は感染者の多くが県内最大の都市である富山市で確認され、また、県全体の47.1%が前述の施設・病院に関する者となっており、全国的に見ても特殊な状況ではないかと考えている。一方、感染者数の累計は比較的多いものの、感染経路が不明な例は少なく、ここ数週間の新規感染者数も減少傾向にあることから、市中感染は抑制されており、まだまだ予断は許さないが、これまで県民・事業者にお願いしてきた外出自粛・休業要請等の効果が相当程度現れてきているものと考えている。

2 これまでの本県の取組状況

新型コロナウイルス感染症対策については、1月30日に政府の対策本部が発足したことを踏まえ、直ちに即日、県の対策本部を立ち上げたほか、2月28日には、国の方針・要請を踏まえて、市町村にも呼びかけ、県立学校、小中学校、特別支援学校の臨時休校の実施を通知するとともに、東京都、大阪府など感染者数の多い地域との不要不急の往来の自粛、「3つの密」を回避する行動について協力要請を行ってきた。また、補正予算の編成や予備費の活用などにより、検査体制の充実、医療提供体制等の整備、感染の予防・拡大防止など、必要な対策を迅速に講じてきた。また、3月30日に県内で最初の感染者が確認された翌日（3月31日）には、感染症指定医療機関や救急医療機関、学識経験者などからなる「富山県新型コロナウイルス感染症対策協議会」及びその下にワーキンググループを設置し、局面ごとに専門的・科学的見地からご意見を伺うとともに、感染者用の病床数を最大500床確保する等の措置を講じている。

これまでの本県の具体的な取組みのうち、医療提供体制の整備、検査体制の充実については後述することとし、ここでは、感染の拡大防止に向けた取組状況を紹介する。

富山県では、これまで県民の皆様には「3つの密」の回避、感染拡大地域などへの往来自粛や曜日や昼夜を問わない不要不急の外出自粛をお願いし、また4月16日の国の緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大された翌日には、①曜日や昼夜を問わず県内外への不要不急の外出・往来、特に大型連休期間の都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛、②スーパー等での社会的距離の保持、③接客を伴う飲食店等への出入り自粛などを富山県の緊急事態措置としてお願いした。さらに、4月23日から5月6日までの期間、遊興施設、運動・遊戯施設、劇場、商業施設等の事業者の皆様には休業等をお願いした。

このような経過の中で、県民の真摯な自粛協力や事業者の全面的な協力の成果が現れてきたことから、5月14日、特措法による国の緊急事態宣言の対象区域から、東京都、大阪府等の8都道府県を除き、本県など39県が除かれたところである。

本県では、県内における新たな感染者数が減少傾向にあること、感染経路が不明な感染者が比較的少なくなってきたことなどを踏まえ、専門家のご意見もお聞きしたうえで、5月13日に「活動再開の基本方針とロードマップ」とし

て、県独自の5項目にわたる活動再開の判断指標を明示しており、これに沿って5月15日から、この「活動再開の基本方針とロードマップ」に基づく「ステージ2」の措置として、外出自粛のお願いや、休業要請を一部緩和したところ。

引き続き、気を緩めることなく、緊張感を持って、感染拡大防止に取り組み、早期に「ステージ1」に移行できるよう努力するとともに、社会経済活動の本格的な回復を図っていく必要がある。そのためには、社会経済活動を再開しつつも、「身体的な距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」をはじめとする基本的な感染防止対策を継続するとともに、日常生活の各場面においても感染のリスクを低下させるなどの「新しい生活様式」の徹底を県民の皆さんに呼びかけ、一丸となって、この未曾有の災害ともいふべき事態に打ち克ってまいりたい。

3 医療提供体制等への認識

本県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を見据え、新型コロナウイルス感染症対策協議会に設置したワーキンググループによる検討を経て、入院に必要な病床が100床、300床、500床と拡大した場合に、5つの感染症指定医療機関を含む19の公的医療機関の協力を得て、段階的に病床を確保するスキームを4月中旬に構築することができた。確保病床数については、4月6日の国の対策本部において、安倍首相が全国で5万床を確保すると表明していることとの比較からも、一定の水準であると考えている。

重症者については、基本的に、体外式人工肺装置（エクモ）の運用に習熟したスタッフを擁する県立中央、富山大学附属、厚生連高岡の3病院が治療を行うこととしている。人工呼吸器は県内に247台、エクモは購入予定を含めて20台と相当数の配備があり、重症者が増えた場合は機材を上記3病院に集約するなど機動的に運用することとしているが、今後、さらに重症者が増加するような場合に備え、体制の整備に努めてまいりたい。

また、本県では、自宅療養による家族内感染等のリスクを懸念し、当初から感染者は無症状でも原則入院としていたが、軽症者・無症状者の急増を踏まえ、4月25日に宿泊療養のための施設（100室）を開設したことにより、医療機関ではより多くの中等症以上の患者の受入れが可能になっている。

こうした体制を構築したうえで、各医療圏内での患者受入れを基本としつつ、困難な場合は県の調整本部（新型コロナウイルス感染症対策本部・医療グループ）

が医療圏を超えた調整を行っており、最多時で126床（4月28日）を使用したものの、5月18日現在は48床（疑似症隔離含む）となるなど、医療提供体制の維持は図られているものと考えている。

なお、本県では、治療にあたる医療従事者用に宿泊施設を確保する医療機関に対する助成制度を全国に先駆けて設けたが、最前線で強い責任感を持って、献身的な努力をしていただいている、医療従事者へのサポートが今後さらに重要なものと考えている。

一方、富山市内の介護老人保健施設において入所者及び職員に多数の感染者が発生した事例においては、施設外から医師等を派遣し要介護度の高い感染者の療養に対応したところ。今後、再び同様の事例が発生した場合にも、迅速な対応ができるよう、例えば感染症対策や医療支援のチームを配備するなど、十分な体制を構築してまいりたい。

また、介護保険施設や障害福祉施設などの社会福祉施設等が提供するサービスは、利用者・入所者の方々やその家族の生活を継続するうえで欠かせないものであり、感染拡大防止対策をソフト面のみでなくハード面についても徹底して行ったうえで、必要なサービスを継続的に提供できるようにすることが大切である。そのためにも、具体的な感染防止の手法についての職員への周知・教育、感染防止の観点からの施設のあり方の見直し、当該施設等における衛生用品の備蓄及び適切な使用などの取組みを進めることが重要であり、引き続き必要な支援を行ってまいりたい。

新型コロナウイルス感染症対策協議会では、新型コロナウイルス感染症の患者は基本的に公的医療機関が受け入れ、その他の医療機関はその他の疾病の医療を担うという役割分担や、新型コロナウイルス感染症用の病床拡大のために必要な場合は他疾患の入院患者を別の病院で受入協力するなど、県内の医療界が協力してコロナ対策に立ち向かうことで一致している。仮に、今後再び患者数が増加した場合も、医療提供体制が維持できるよう、医療機関と行政が全力を尽くし一体となって取り組んでまいりたい。

4 PCR等の検査体制

PCR等の検査体制については、1月30日に県衛生研究所で検査を開始して以降、①衛生研究所でのPCR検査機器の追加配備、②検査員の増員や台帳管理

を行う事務職員の配置などの人員体制の強化、③富山大学への検査委託、④厚生センター（保健所）でのPCR検査の実施などにより、現在は1日90件以上（これまで最大：155件/日）の処理が可能となっている。

また、さらなる検査件数の増加に対応するため、4月下旬から帰国者・接触者外来を設置する医療機関が民間検査機関を活用できるよう体制を整備したほか、6月上旬を目途に3台目のPCR検査機器及びRNA抽出装置を衛生研究所に追加で配備し、1日130件以上の検査が可能となる予定である。

また、検体採取の体制を確保するため、車に乗ったまま検体採取ができる「ドライブスルー方式」の導入促進に必要なテントやプレハブ等の設備整備を支援するとともに、地域の医師会等が運営し、診療所等からの紹介で診療やPCR検体採取が受けられる「地域外来・検査センター」について、富山市医師会が中心となって運営する「富山医療圏PCRセンター」を5月18日からスタートしたほか、他の県内の郡市医師会とも設置に向けた協議を行っており、今後、県内4医療圏すべてに設置する方向で検討している。

本県の人口千人あたりのPCR検査件数は、5月17日現在、2.75（全国6位）であることから、これまで検査需要には十分対応しているものと認識しているが、第2波、第3波への対応はもちろん、今後の感染拡大を抑えつつ社会経済活動との両立を図るうえで、検査体制の拡充が重要であり、民間検査機関における検査や抗原検査の検査特性を踏まえた活用、検査精度及び検査意義の確立後の抗体検査の導入も含め、引き続き、検査体制の強化を図ってまいりたいと考えている。